

特定建築物

- 特定建築物定期調査の調査結果表に添付する
各階平面図に防火区画の明示が必要になります
- 防火区画のある物件は**調査者に対し
所有者等が設計図書を提供**する必要があります
- 防火区画の根拠（設計図書等）**がない場合は
所有者等が事前に図面を作成**する必要があります
- 定期検査（建築設備/防火設備）において、
防火区画の明示がされた各階平面図の活用が促進されます
- 非常用エレベーターの作動の状況は**検査項目から除かれます**
- 従来「目視により確認する」とされていた項目について
センサー等の新技術を活用することが可能となります

■施行日：令和7年7月1日
（この日以降に定期調査・定期検査をおこなう物件が対象）

建築設備

- 定期検査報告（建築設備）対象に**以下の項目が追加**されます
 - ・換気設備の妨げとなる物品の放置の状況
 - ・非常用の照明装置の妨げとなる物品の放置の状況
- 自動検査機能を有した非常用照明は、
検査・点検を行わずとも**機器の表示を確認することで報告可能**になります

定期報告の 点検方法が 変わります

昇降機

- 以下の項目が
検査項目から除かれます
 - ・小荷物専用昇降機
機械室の点検用コンセント
 - ・油圧式エレベーター
 - 防油堤
 - 標識
 - 消火設備

防火設備

- 防火扉等の危害防止装置の検査は
人の通行の用に供する部分のみに限られます

Q&A

- Q1. 告示改正により常閉防火扉は防火設備定期検査にておこなうことになったのか
- A. 告示改正前と同様に、常閉防火扉に係る調査は特定建築物定期調査にておこなってください（長野県と同様）
- Q2. 常閉防火扉の調査対象は、各階の主要なものに限られるか
- A. 告示改正前と同様に、原則はすべての常閉防火扉が対象となりますが、運動エネルギーの確認および閉鎖力の測定については、人の通行の用に供する部分に限られます（長野県と同様）
- Q3. 改正前と比較して、調査/検査対象に変更はあるか
- A. 変更はありません（長野県と同様）

改正内容の詳細

国土交通省ホームページ
「建築基準法等に基づく
告示の制定・改正について」
(R6国土交通省告示第974号)
(R7国土交通省告示第53号)

長野市公式ホームページ
「定期報告制度」



【お問い合わせ】

長野市 建設部 建築指導課 指導担当
電話：026-224-5076
メール: shidou@city.nagano.lg.jp